

# 経済産業省

20200428中庁第1号

令和2年4月28日

関係事業者団体代表者 殿

中小企業庁長官



## 新型コロナウイルス感染症により影響を受ける中小企業・小規模事業者等への各種支援制度の周知依頼について

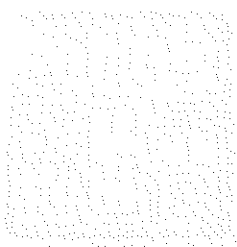
新型コロナウイルス感染症について、全国的かつ急速なまん延による国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したため、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、令和2年4月7日に緊急事態宣言が発出されました。この緊急事態を1ヶ月で終えるためには、最低7割、極力8割の、人と人との接触削減が必要であり、緊急事態宣言の区域内では、既に多くの企業が自宅勤務などを実施していただいております。

これに関し、オフィスでの業務の在宅化のために必要となる、テレワーク導入をはじめとする対策については、政府としても、4月20日に策定した「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（以下、緊急経済対策という）」に、テレワークに関する補助金の拡充や相談体制の強化を盛り込んだところであり、これらを迅速に実行し、中小企業・小規模事業者等のテレワーク環境の整備を全力で支援してまいります。

そして、今般の緊急経済対策では、従事人数の密度を下げるためのプロセス改善のための投資や感染症予防に資する備品の購入等にもご利用いただける補助金の拡充を盛り込んでいます。また、この1ヶ月の出勤人数を最小化するために休業される場合は雇用調整助成金のご利用や、売上高が前年同月比で50%以上減少する場合は、新たに創設する持続化給付金の対象となり、給付金をご利用いただけます。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響で足下の経営課題でお困りの事業者の皆様は、事業や雇用の維持のため、新たな給付金制度の創設をはじめとする各種支援制度について、今後も周知を図っていくところですが、貴団体におかれましても傘下企業等あて周知等いただき、各種支援制度の利用促進にご協力いただけますようお願いいたします。

政府としても、日本の経済・社会を支えている中小企業・小規模事業者等の皆様の事業継続を、全力で支援し、状況をフォローしてまいりますので、この緊急事態を乗り切るため、最大限のご協力をお願いいたします。



[Illegible text]

[Illegible text]

[Illegible text]

[Illegible text]

[Illegible text]

[Illegible text]

[Illegible text]

[Illegible text]

# 持続化給付金

## に関するお知らせ

### 持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、

**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

### 給付額

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

#### ■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

### 給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
  - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
  - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

### 相談ダイヤル

※申請支援窓口の設置場所等については、  
詳細が決まり次第公表します。

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570

[IP電話専用回線] 03-6831-0613

受付時間 8:30~19:00 5月・6月(毎日) 7月から12月(土曜日を除く日から金曜日)



「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

# 入力項目

持続化給付金を申請する場合、以下の情報の入力が必要になります。

## 基本情報

法人番号を入れると  
登録情報が自動で  
表示されます。

- ①法人番号
- ②屋号・商号・雅号  (フリガナ)
- ③本店所在地
- 郵便番号
  - 都道府県
  - 市区町村
  - 番地・ビルマンション名等
- ④書類送付先 ③の本店所在地と同じ場合は省略可能
- 郵便番号
  - 都道府県
  - 市区町
  - 番地・ビルマンション名等
- ⑤業種(日本産業分類)   (選択式)
- ⑥設立年月日(法人)
- ⑦資本金(円)
- ⑧従業員数(名)
- ⑨代表者役職
- ⑩代表者氏名  (フリガナ)
- ⑪代表電話番号
- ⑫担当者氏名  (フリガナ)
- ⑬担当者電話番号
- ⑭担当者携帯番号
- ⑮担当者メールアドレス
- ⑯直近年度の売上金額
- ⑰決算月
- ⑱今年の売上減少月の金額

※このほかにも情報の入力が必要となる場合もあります。

## 口座情報

- ①金融機関名  ②金融機関コード
- ③支店名  ④支店コード
- ⑤種別  ⑥口座番号
- ⑦口座名義人

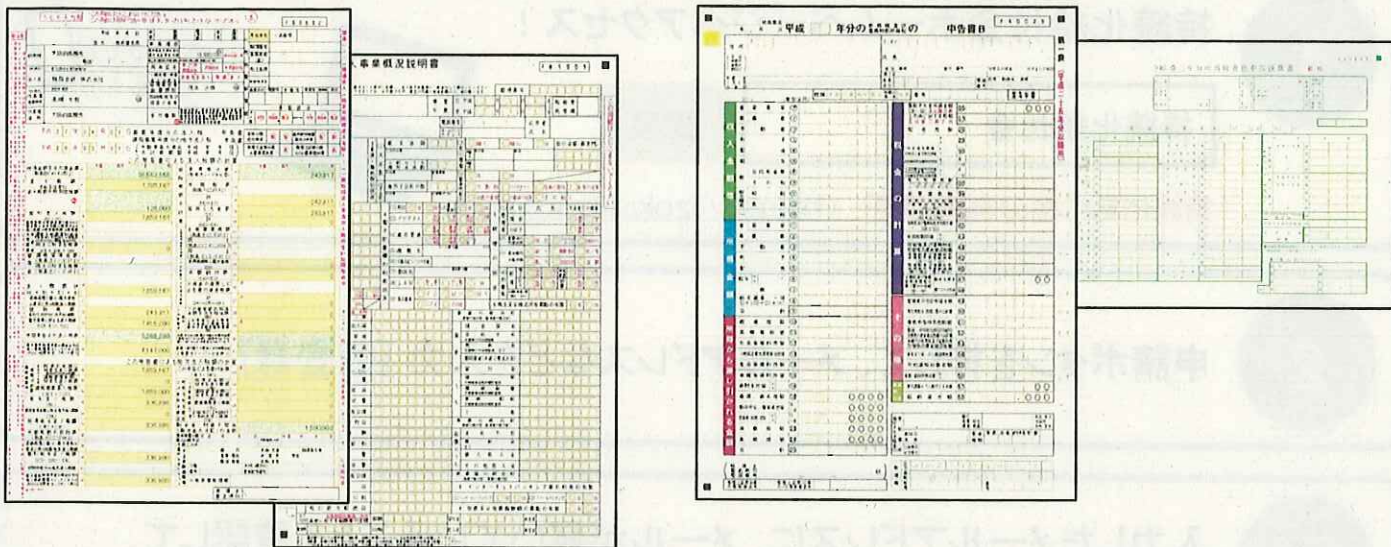
# 申請に必要な書類

※詳細は申請要領等を必ず御確認下さい。代替を認める書類もあります。

## ①2019年(法人は前事業年度)確定申告書類の控え

法人

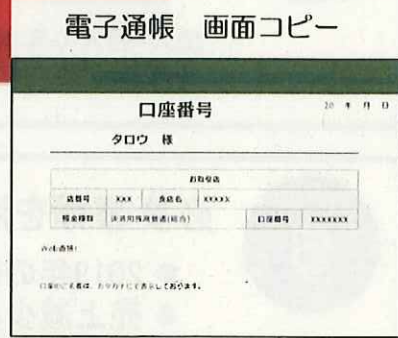
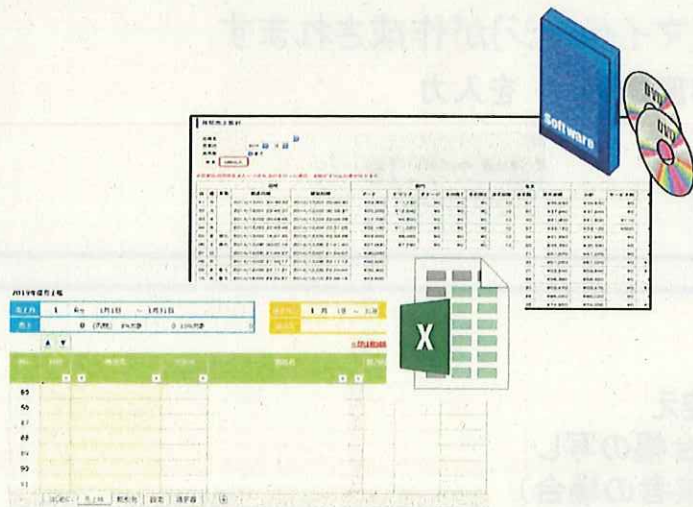
個人



※收受日付印の押印が必要です。e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。

## ②売上減少となった月の売上台帳の写し

## ③通帳写し



## ④(個人事業者のみならず)身分証明書写し



運転免許証



マイナンバーカード



住民基本台帳カード



在留カード



特別永住権証明書



外国人登録証明書

※このほかの書類が必要となる場合もあります。

# 持続化給付金の申請方法

## 持続化給付金の申請手順

1

持続化給付金ホームページへアクセス！

持続化給付金

検索



スマホでも  
できる！

持続化給付金の申請用HP (<https://ijizokuka-kyufu.jp>)

2

申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力 [仮登録]

3

入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、  
[本登録]へ

4

ID・パスワードを入力すると[マイページ]が作成されます

● 基本情報 ● 売上額 ● 口座情報 を入力

法人・個人の基本  
事項と、ご連絡先

入力すると、  
申請金額を  
自動計算！

【通帳の写し】を  
アップロード！

5

必要書類を添付

- 2019年の確定申告書類の控え
- 売上減少となった月の売上台帳の写し
- 身分証明書の写し(個人事業者の場合)

※スマホなどの写真画像でもOK(できるだけきれいに撮ってください！)

申請

持続化給付金事務局で、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で、給付通知書を発送／ご登録の口座に入金